

国連安全保障理事会決議六七八におけるベーカー国務長官発言に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三年三月八日

斎 正 敏

参議院議長 土屋義彦 殿

国連安全保障理事会決議六七八におけるベーカー国務長官発言に関する質問主意書

私が先に提出した「国連安全保障理事会決議六七八の有権的解釈に関する質問」に対する政府答弁書（九一年三月一日）によると、「議長である米国のベーカー国務長官が同決議案について発言し、その中で、同決議案の『必要な手段』には武力の行使を含む『旨の見解』とある。

政府が「『必要な手段』には武力の行使を含む『旨の見解』」としているのは、安保理の議事録のどの部分を指しているのか明らかにされたい。

右質問する。